

宮崎県における林業事業者が考える事業運営上の問題点と 認定事業者制度に対する評価^{*1}

野田 巖^{*2} ・ 北蘭弘光^{*3}

野田巖・北蘭弘光：宮崎県における林業事業者が考える事業運営上の問題点と認定事業者制度に対する評価 九州森林研究 58：23-26, 2005 林業を取り巻く経済的条件が厳しいとされる中で、森林・林業の振興を図る上で林業事業者の活動を活性化させることは有効策のひとつといえる。そこで、1996年に法律により林業労働力の確保を促進する目的で施行された認定事業者制度がどう評価されているか、また林業事業者が事業運営上で抱える問題点を調査し、必要とされる改善点について検討した。調査は宮崎県内の中堅的な林業事業者104件に対して行った。その結果、事業運営上で直面している主な問題点は「事業量の確保」が圧倒的に多く、次いで「事業資金の確保」「若手労働力の確保」となった。同制度の優遇措置に対して一定の評価がみられたが、制度全体の評価は若干の満足程度にとどまった。認定されても事業量の増加に十分に結びついていないこと、優遇措置の理解が不十分な点等が認められ、事業量の確保・増加につながる優遇の創設面等が今後の課題と考えられた。

キーワード：林業事業者, 林業労働力, 素材生産, 事業量, 5件法

I. はじめに

新たな林野行政の展開に際して1996年に施行された林野三法のひとつとして「林業労働力の確保に関する法律」がある（林野庁林政課・企画課，1996）。これは、林業労働者の減少・高齢化や労働条件の立ち遅れなどに対処して、林業事業者の経営基盤の強化と林業労働者の雇用管理の改善を図る目的で制定された。ここでは事業主が雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下、「改善計画」）を作成し、適当である旨の都道府県知事の認定を受けることができる制度（以下、「認定事業者制度」）が導入された。認定を受けた事業者はいくつかの優遇措置を受けることができるとされた。

10年近くが経過した今日、同制度に対する林業事業者の評価、ならびに改善すべき点に関して調査・分析した事例はない。そこで、本稿は同制度に対する林業事業者の評価、ならびに林業事業者が抱える問題点について調査し、同制度の改善すべき点等を明らかにすることを目的にした。なお、調査は全国でも有数の木材生産県である宮崎県を対象に取り上げ、林業事業者に対して調査表を提示して行った。

II. 材料と方法

本稿では後述するように組織形態の違いを考慮するため森林組合とそれ以外の林業事業者を区別して集計する。一方、宮崎県下の森林組合はすべて認定を受けているので表現の都合からここでは集計時の区分に使う用語について、森林組合以外の林業事業者

の中で、同制度の認定を受けたものを「認定事業者」、認定を受けていないものを「非認定事業者」、森林組合とそれ以外の林業事業者を含め同制度の認定を受けた事業者を「認定を受けた事業者」と呼ぶことにする。

1. 調査表

事業者の反応を評価するための項目はいずれも5件法の回答方式とし、主な設問と評価項目数は次のとおりである。①認定事業者制度に対する評価：認定を受けた事業者からみた同制度に対する評価には6項目を、非認定事業者からみた同制度に対する評価には5項目を設けた。②事業運営上の問題点：想定される問題点を9項目設けた。なお、回答した事業者の属性を把握するために経営形態、代表者の年代、前年の素材生産量等に関する問いを設けた。

2. 調査対象者の選定と分析方法

今回の調査対象者は後述の堺（1995）を参考に、小規模、零細な素材生産業者を除いた林業を担っていくであろう、いわゆる中堅的な林業事業者とした。すなわち、①県内のすべての森林組合（8件）、②県内のすべての認定事業者（80件）、③宮崎県素材生産事業協同組合（以下、「素生協」）会員における非認定事業者（16件）の以上104件である。対象者の選定と集計区分の設定に関する具体的な理由は次の通りである。

①堺（1995）は熊本県の実態調査をもとに素材生産業者の育成方向を検討した結果、育成対象を年間生産量がある一定水準（熊本県では2,000m³）以上の階層とすれば十分とした。件数ではわずかなが生産量のシェアが高く、生産規模の拡大や高性能林業機械の導入・活用への意欲が高いことがその大きな理由である。

^{*1} Noda, I. & Kitazono, H. : The management problems with forestry enterprises and their opinions about the authorizing system to give preferences, in Miyazaki

^{*2} 森林総合研究所九州支所 Kyushu Res. Center, For. & Forest Prod. Res. Inst., Kumamoto 860-0862

^{*3} 宮崎県素材生産事業協同組合連合会 Miyazaki Federation of Logging Contractor's Coop. Assoc., Miyazaki 880-0805

②宮崎県の素材生産量の9割近くを占めるスギ素材生産量約100万m³のシェアは2001年度現在で、素生協会員47%（総事業体数73）、森林組合32%（8）、その他事業体21%（400）である。事業体数で15%に過ぎない素生協会員が生産量では約半分を占めている。こうしたことから認定を受けた事業体だけでなく素生協会員は堺（1995）のいう生産意欲が高い、いわゆる中堅の事業体といえよう。

③森林組合と民間の素材生産業者は経営形態が異なるので、それによって生じる特徴の相違も検討するために調査対象に森林組合を加えた。

④素生協会員であっても認定を受けていない事業体を取り上げることで、どういった点が認定申請を阻んでいるかを検討する。

なお、実際の分析は5件法で得られた回答をスコア化することによって、各項目に対する評価を統計処理することで行った。スコアの算定は「全くその通りだ」「まあそうだ」「どちらともいえない」「少し違う」「全く違う」をそれぞれ5, 4, 3, 2, 1点として行った。統計解析にはSPSS11.5JとAnswerTree3.1Jを用いた。

アンケート調査は郵送法とし、発送は2003年8月で最終回収は10月である。

表-1. アンケートの回収状況

区分	発送数	有効回答	回収率
森林組合	8	8	100%
認定事業体	80	64	80%
非認定事業体	16	8	50%
合計	104	80	77%

III. 結果と考察

回収率は77%で、集計に使用した有効回答は80件となった。集計区分別の回収率は50%~100%で非認定事業体が最も低かった（表-1）。

1. 回答者の構成

集計に使用した事業体の事業規模を2002年度数値で見ると、認定事業体と非認定事業体の違いで事業規模に差はなかった（ χ^2 検定, $p = 0.533$ ）。3,000m³以上の階層が全体の71%を占めた（表-2）。

経営形態（株式会社、有限会社、合資会社、個人、その他）に関しては、認定事業体と非認定事業体の違いで経営形態に差はなかった（ χ^2 検定, $p = 0.719$ ）。全体では有限会社が50%で最も多く、次いで個人20%、株式会社16%などであった。

代表者の年代区分（20才代、30才代、40才代、50才代、60才代以上）に関しては、60才代以上は認定事業体が41%に対し非認定事業体の方が88%で多いというように、認定事業体よりも非認定事業体の方が高齢であった（ χ^2 検定, $p = 0.095$ ）。

2. 認定事業体制度に対する評価

1) 認定を受けた事業体による評価

同制度を評価するために用意した評価項目に対する、認定を受けた72事業体（うち森林組合8件、認定事業体64件）の反応結果を図-1に示す。そこから、認定を受けた事業体の評価を次のよ

表-2. 回答者の年間素材生産量

区分	認定区分						合計	
	森林組合		認定事業体		非認定事業体		件数	構成比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
200m ³ 未満	0	0%	1	2%	1	14%	2	3%
200~500m ³ 未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
500~1,000m ³ 未満	0	0%	5	8%	0	0%	5	7%
1,000~3,000m ³ 未満	0	0%	13	22%	1	14%	14	19%
3,000~5,000m ³ 未満	1	13%	14	24%	2	29%	17	23%
5,000~10,000m ³ 未満	0	0%	18	31%	2	29%	20	27%
10,000m ³ 以上	7	88%	8	14%	1	14%	16	22%
合計	8	100%	59	100%	7	100%	74	100%

注) 未回答は6件（うち認定事業体5件、非認定事業体1件）であった。

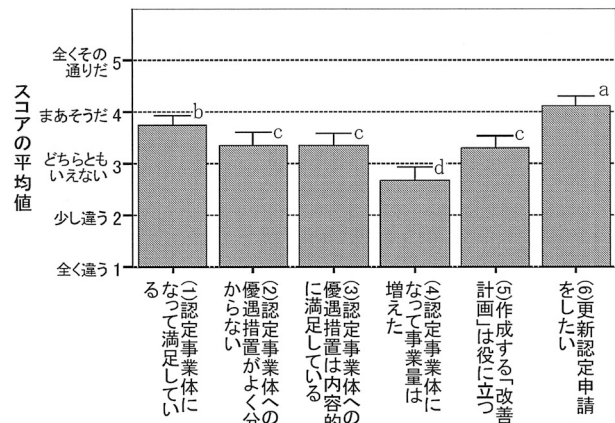


図-1. 認定を受けた事業体による認定事業体制度に対する評価。エラーバーは平均値の95%信頼区間を、棒は平均値を示す（以下の図でも同様）。異なるアルファベットはCHAIDによる決定木分類で有意差が認められたことを示す（ $p < 0.05$ ）。

うに整理できる；

- ①「更新認定申請したい」がスコア4.10点で、同制度については今後も参加したい。
- ②「認定事業体になって満足している」が3.74点で制度に一定の価値を認めている。
- ③「認定事業体になって事業量は増加した」は2.68点で唯一否定的反応を示し、認定されても事業量の増加につながっていないことに不満があると解釈できる。
- ④残る3つの項目（「優遇措置がよく分からない」「優遇措置は内容的に満足している」「作成する改善計画は役に立つ」）のスコアに差は無く平均3.33点である。つまり、複数ある優遇措置のそれぞれを詳細に理解しているとはいえないが、現状の優遇措置に比較的満足している。また、作成に手間がかかるといわれる改善計画であるが、有効性を少しだが認めている。

次に森林組合と認定事業体の評価の違いをみると、「優遇措置がよく分からない」についてのみ差が認められ認定事業体（3.44点）>森林組合（2.75点）であった（表-3）。それ以外の項目については有意差が認められなかった（ $p < 0.05$ ）。認定された事業体のうち森林組合の方は優遇措置の内容についてある程度理解を示しているが、それ以外の林業事業体ではむしろ不明な点が

表-3. 認定事業体制度に対する評価の相違

評価項目	区分	度数	(件, 点)	
			スコア 平均値	標準 誤差
(1) 認定事業体になって満足している	森林組合	8	3.88	0.84
	認定事業体	61	3.72	0.78
(2) 認定事業体への優遇措置がよく分からない**	森林組合	8	2.75	1.17
	認定事業体	55	3.44	0.88
(3) 認定事業体への優遇措置は内容的に満足している	森林組合	8	3.75	0.89
	認定事業体	59	3.29	0.91
(4) 認定事業体になって事業量は増えた	森林組合	8	2.75	1.04
	認定事業体	60	2.67	1.02
(5) 作成する「改善計画」は役に立つ	森林組合	8	3.25	1.04
	認定事業体	61	3.30	0.96
(6) 更新認定申請をしたい	森林組合	8	4.38	0.74
	認定事業体	60	4.07	0.82

**は評価項目において区分間で有意差が認められたことを示す (Mann - Whitney の U 検定, $p < 0.05$)。

多く内容がよく分からない状況にあるといえる。

2) 非認定事業体による評価

認定を受けていない事業体からみた同制度の評価結果を図-2に示す。そこでは「手続きが面倒だ」には比較的強い肯定を、逆に「認定事業体になろうとは思わない」に比較的強い否定反応が認められる。それ以外の3つの項目間については差が認められず、スコアは平均約3.42点で弱いが肯定的反応が認められる。

このことから非認定事業体の評価結果をまとめると、①認定を受けるのと何らかの利点はあると考えており、認定を受けたくないとは思っていない、②しかし認定を受けるまでにいたっていないのは、その手続きが面倒なことと、優遇措置の内容についてやはり不明な点があつてよく理解されていないからである、と解釈できる。

3. 事業運営上の問題点

回答をよせた事業体全体に対して、事業運営上の問題点と想定される9個の項目の反応をみると、スコアの大小で次の4つのグ

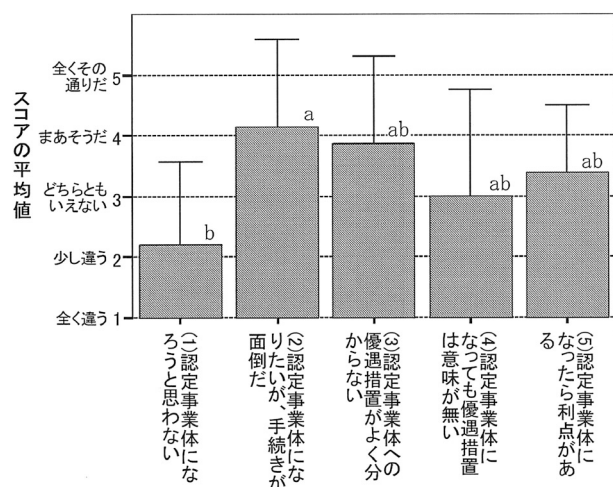


図-2. 非認定事業体による認定事業体制度に対する評価。異なるアルファベットは各項目で行った。Mann-Whitney U の検定で有意差が認められたことを示す ($p < 0.05$)。

ループに分類され、一つを除けばいずれも3点以上で問題ないとされたものは無かった(図-3)。問題として強く意識されている順にあげると、

- ①グループ1 (スコア平均3.99点): 「国有林での事業量の確保」「民有林での事業量の確保」,
- ②グループ2 (3.61点): 「事業資金の確保」「若手労働者の確保」「将来の展望について」,
- ③グループ3 (3.02点): 「技術労働者の確保」「経営の後継ぎの確保」「原木市場の設備や運営」,
- ④グループ4 (2.62点): 「作業に適した機械が無い」。

この結果から、機械は比較的普及しているため機械の不足については問題意識がさほどなさそうなのが分かる。しかし、事業量の確保に関しては比較的強い反応を示しスコアは5点までは示さなかったが最も大きな問題であることが分かる。次いで、事業資金をはじめ若手労働者の確保、将来の展望が問題視されている。そして、技術労働者の確保や原木市場の設備や運営については中立的な反応にとどまっており、問題性を否定するまでにはいっていない。

次に、今回設定した3つの区分(森林組合、認定事業体、非認定事業体)の間で、こうした事業運営上の問題点に相違があるかどうかをみたところ次の2つの項目で差が認められた(表-4)。「若手労働者の確保」に関しては、森林組合=非認定事業体(平均約4.31点) > 認定事業体(3.39点)で、いずれも3点以上で問題ありとしているが森林組合や非認定事業体は事業量の確保問題に近い水準まで大きな問題としている。

「作業に適した機械が無い」に関しては、非認定事業体(3.67点) > 認定事業体(2.51点)で森林組合(3.00点)は両者の中間的な位置にある。つまり、非認定事業体は問題視しているが、認定事業体ではむしろ問題性を否定する傾向がある、また森林組合は中立的で問題性を否定するまでにいたっていない。認定を受けた事業体で機械の不足感が弱いのは、同制度の優遇措置の効果ともみることができる。

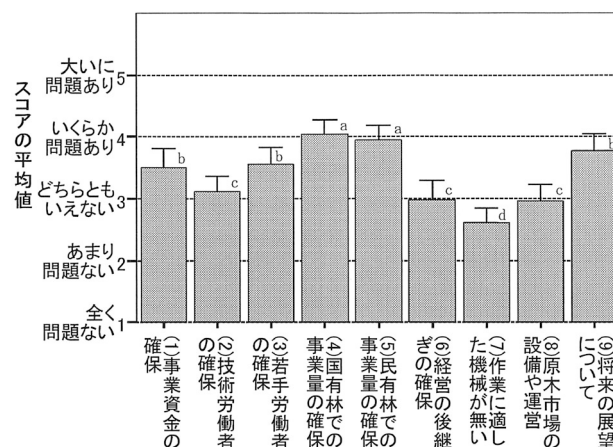


図-3. 事業運営上で問題になりそうな事項に対する評価。異なるアルファベットはCHAIDによる決定木分類で有意差が認められたことを示す ($p < 0.05$)。

IV. おわりに

宮崎県下の中堅的な林業事業体に対して行った調査の結果、認定事業体制度に対してはある程度満足しており、改善計画の有効性や優遇措置に対してもわずかだが一定の評価がうかがえた。しかし、①認定事業体になっても事業量の増加につながっていないこと、②優遇措置が森林組合以外の林業事業体ではよく理解されていないというマイナス面が指摘された。優遇措置の周知不足だけでなく手続きの面倒さが、認定申請を阻む要因となっていた。

一方、林業事業体が事業運営上で最も困っている問題は、①事業量の確保、次いで②事業資金や若手労働者の確保であることも分かった。したがって、以上の結果で得られた認定事業体制度の効果をあげる上で必要な改善点は次の事項に整理されよう。

①事業体が目下最も問題としている事業量の確保・増加につながる。例えば、都道府県知事が認定する制度であることから、公有林等の入札条件に認定の有無を設定するといった優遇の創設があろう。

②優遇措置の周知を深めるための体制の強化。それには、林業労働機械化センターや林業雇用改善アドバイザーを通じた現在の方法や体制の再検討・整備強化が想定される。

③認定申請のための手続きの簡素化。

なお、結果をより明確化するためには、今回の調査項目の中に優遇措置の活用経験等を加えることが今後の課題となろう。

最後に、アンケート調査にご協力いただいた宮崎県下の森林組合ならびに民間林業事業体の方々にお礼を申し上げる。

引用文献

林野庁林政課・企画課（1996）新たな林業・木材産業政策の基本方向。247pp, 地球社, 東京。

堺正紘（1995）素材生産業者の現状と展開方向－熊本県の実態を事例に－。九大演報72：185～201。

表－4. 認定区分別にみた事業運営上で問題になりそうな事項に対する評価の相違

(件, 点)				
評価項目	区分	度数	スコア 平均値	標準誤差
(1) 事業資金の確保	森林組合	8	3.63	0.42
	認定事業体	60	3.47	0.18
	非認定事業体	5	3.80	0.49
(2) 技術労働者の確保	森林組合	8	3.38	0.38
	認定事業体	61	3.10	0.14
	非認定事業体	5	2.80	0.74
(3) 若手労働者の確保**	森林組合	7	4.29a	0.42
	認定事業体	61	3.39b	0.15
	非認定事業体	6	4.33a	0.49
(4) 国有林での事業量の確保	森林組合	8	4.38	0.32
	認定事業体	57	3.96	0.12
	非認定事業体	2	5.00	0.00
(5) 民有林での事業量の確保	森林組合	8	4.25	0.25
	認定事業体	62	3.85	0.14
	非認定事業体	5	4.60	0.25
(6) 経営の後継ぎの確保	森林組合	7	3.71	0.47
	認定事業体	60	2.92	0.18
	非認定事業体	3	2.33	0.88
(7) 作業に適した機械が無い**	森林組合	8	3.00ab	0.33
	認定事業体	57	2.51b	0.13
	非認定事業体	3	3.67a	0.33
(8) 原木市場の設備や運営	森林組合	6	2.67	0.33
	認定事業体	54	3.00	0.14
	非認定事業体	3	3.00	0.58
(9) 将来の展望について	森林組合	8	4.00	0.50
	認定事業体	61	3.72	0.16
	非認定事業体	4	4.00	0.00

**は評価項目において区分間で有意差が認められたことを示す (Kruskal-Wallis, $p < 0.05$)。異なるアルファベットは各項目で Mann-Whitney の U 検定で有意差が認められたことを示す ($p < 0.05$)。

(2004年11月4日 受付；2004年12月13日 受理)